

【表紙】

| | | |
|---------------------|-----------------------------------|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 2026年2月13日 | |
| 【会社名】 | 株式会社MUSCAT GROUP | |
| 【英訳名】 | MUSCAT GROUP Inc. | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 大久保 遼 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号渋谷マークシティウエスト 20階 | |
| 【電話番号】 | 03-6684-2373 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 経営管理本部長 森岡 祐平 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号渋谷マークシティウエスト 20階 | |
| 【電話番号】 | 03-6684-2373 | |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 経営管理本部長 森岡 祐平 | |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 | 299,920,500円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) | |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 373,500株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。 |

(注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」といいます。)は、2026年2月13日(金)(以下「発行決議日」といいます。)付の当社取締役会決議により発行を決議しております。

2. 本株式の振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 373,500株 | 299,920,500 | 149,960,250 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 373,500株 | 299,920,500 | 149,960,250 |

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法により、資金調達(以下「本資金調達」といいます。)を行うものであります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、149,960,250円であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|--------------|----------|--------------|
| 803 | 401.5 | 100株 | 2026年3月4日(水) | | 2026年3月5日(木) |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、当社とULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC(以下「UCI社」といいます。)との間で、本株式に係る投資契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 払込期日までにUCI社との間で投資契約を締結しない場合、第三者割当による新株発行は行われることになります。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 株式会社MUSCAT GROUP 経営管理本部 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号渋谷マークシティウエスト 20階 |

(4) 【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------------|----------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 中野駅前支店 | 東京都中野区中野2-30-9 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 299,920,500 | 5,000,000 | 294,920,500 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、登記関連費用、その他手数料等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本株式の発行により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

| 具体的な使途 | 金額(億円) | 支出予定期間 |
|----------------------|--------|------------------|
| 中東市場へのブランド展開における事業投資 | 0.44 | 2026年4月～2028年3月 |
| 成長還元型トレジャリー関連投資の実施 | 2.5 | 2026年3月～2026年12月 |
| 合計 | 2.94 | |

(注) 当社は本株式の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

当社は、「Difference for the Future.」というミッションを掲げ、SNSを中心としたマーケティングとデータ活用を通じて、幅広い領域で再現性高く成長ブランドを創出・運営するブランドプロデュース領域と、顧客企業のマーケティングを上流から下流まで幅広く一気通貫のソリューションで支援するブランドパートナー領域からなる、ブランドプロデュース事業にグループ一体となって取り組んでいます。ブランドプロデュース事業では、マス市場の中にある、成長性の高いニッチなニーズを精緻に捉え、その領域でのトップシェアの獲得を目指す「ニッチトップ戦略」を推進しています。

当社はこれまで、順調に自社ブランドの成長、M&Aによるブランドポートフォリオの拡大を実現してまいりました。また、商品企画から生産、マーケティングまで、一気通貫のブランド運営体制を整え、複数のブランドを再現性のある形で成長させていく基盤を整えてまいりました。

また、金融戦略においては、銀行からの融資による資金調達を軸とした金融戦略を推進してまいりました。その上で、継続的な融資を受けるための財務基盤を整えるためには、ブランドプロデュース事業を通じた利益成長が戦略の中心であり、2025年5月14日にお知らせいたしました「事業計画及び成長可能性に関する資料」に記載のとおり、中長期的な利益成長を目指した金融戦略を進めてまいりました。

一方で、ニッチ市場における競争の激化や、為替をはじめとする流動的な国際経済の状況を鑑みて、より加速的な「ニッチトップ戦略」の推進が必要だと分析しており、戦略的なM&Aを通じたブランドポートフォリオのさらなる

拡張と、ブランドプロデュース事業のターゲットとなるニッチ市場の国内外での積み上げが必要不可欠と考えるにいたりました。

そのためには、従来の利益成長を通じた財務基盤の強化及び融資による資金調達の拡大に加えて、資本効率性を高めた攻めの金融戦略を通じた当社の財務基盤の強化が必要であり、事業の成長戦略を支える新たな金融戦略として、「成長還元型トレジャリー関連投資」の策定をするにいたりました。

詳細は別途開示「新金融戦略「成長還元型トレジャリー関連投資」の開始に関するお知らせ」をご参照ください

「成長還元型トレジャリー関連投資」とは、資本効率の最適化と持続的な企業価値向上を目的として、手元流動資金を事業成長に資する戦略的資産へ投下する当社の新金融戦略です。「成長還元型トレジャリー関連投資」は、単なる余剰資金の運用に留まらず、一定程度の流動性の見込めるトレジャリー関連の上場株式や暗号資産等への投資を行うものです。また、単なる余剰資金の運用に留まらず、当社の中長期的な成長領域（グローバル展開・新規ニッチ市場の開拓等）と親和性が高いアセットへの投資を行います。

当社のブランドプロデュース事業は、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」といいます。）からのデータを活用した商品企画や、SNS上の熱量の高いコミュニティを活用したマーケティングを強みの一つとしています。一方で、暗号資産が生み出されて以来、SNSを中心としたコミュニティに加え、WEB3と呼ばれる領域において暗号資産を技術基盤にした熱量の高いコミュニティが少しずつグローバルに育まれてきています。今後当社が「ニッチトップ戦略」を推進する上で、従来のSNSを活用したブランドプロデュースに加え、WEB3領域の市場の存在感が大きくなる未来の可能性に備え、当該領域を研究対象としておくことは、当社の企業価値を最大化する上で重要と考えます。

当社の「成長還元型トレジャリー関連投資」は、従来の暗号資産の買い付けを主力事業としていく一般的なトレジャリー戦略と大きく異なり、今後ブランドプロデュース事業に変化をもたらす可能性のあるWEB3領域において、事業との親和性の高いアセットへの投資を行うものであります。当社の新金融戦略は、純投資としてのキャピタルゲインの可能性に加え、WEB3プロジェクトのコミュニティに対して、そのコミュニティ内需要に沿ったブランドプロデュース事業を展開する等の実業を展開することで、当社はブランドプロデュース事業における競合他社に比して、WEB3領域において先行できる可能性を秘めています。

一方で、暗号資産関連の事業に対する規制強化、資産価格のボラティリティの高さ、といった懸念もあります。ただし「成長還元型トレジャリー関連投資」はあくまでも、ブランドプロデュース事業に関する企業価値を高めるための補足的な戦略として位置づけるものであり、短期および中長期双方の目線からのリスクを検討した上で慎重に進めてまいります。

「成長還元型トレジャリー関連投資」の推進により当社は、キャピタルゲインの獲得及び財務基盤の強化を目指すと同時に、業務提携やシナジー創出の可能性を模索します。成長還元においては、財務基盤の強化により融資等での資金調達能力を拡大し、M&Aをはじめとする成長投資の実施や、得られた運用益を通じた、機動的な本業のM&Aや新規事業投資への還元（再配分）を行い、財務と事業の双方向から成長を加速させるエコシステムを構築する狙いがあります。

また、先述のとおり、当社のブランドプロデュース事業の更なる成長には、ターゲットとなるニッチ市場の更なる積み上げが必要です。特に、成熟市場の中で成長市場を探していく当社の「ニッチトップ戦略」においては、「グローバル単位でのニッチトップブランドの展開」が今後の当社のブランド成長に資すると考えております。昨年当社が子会社化した株式会社かならばの主力ブランド「Fujiko」においては、すでに中華圏を中心に海外展開を加速しており、中華圏のみならず、米国や欧州、中東など、グローバルにニッチトップ戦略を展開することで、ブランドプロデュース事業を加速的に成長させていけると考えております。特に中東においては、当社のブランドプロデュース事業において現状売上の多くを占める美容関連領域を中心に、米国や欧州に比して高い成長が期待されています。

当社調べ（mckinsey.com “State of Beauty 2025: Solving a shifting growth puzzle”より）

このような状況の下、当社の新たな金融戦略である「成長還元型トレジャリー関連投資」と、当社の成長戦略である「ニッチトップ戦略」の可能性を拡げるグローバル展開における戦略的なパートナーとして、UCI社と資本業務提携を締結し、本資金調達を行うこととしました。

UCI社からの本資金調達の検討にいたった経緯は、当社と業務提携をしているKLab株式会社（以下「KLab社」といいます。）からの紹介であります。KLab社とは従来から、海外市場におけるマーケティングに関する連携や、AI

関連事業における連携など、幅広に取り組みの検討をしておりました。その中で、当社の海外市場への展開推進と、KLab社のAI関連事業における研究開発推進を相互に協力して展開することで、相互にシナジーを創出できると考え、業務提携にいたりました。そして、KLab社との海外市場展開における意見交換の中で、KLab社の大株主であるUCI社の紹介を受けるにいたりました。

詳細は別途開示「KLab株式会社との業務提携に関するお知らせ」をご参照ください

UCI社はアラブ首長国連邦（以下「UAE」といいます。）の王族をはじめとする投資家等が支援する投資会社であり、暗号資産及び暗号資産に関連する株式等の多様な金融資産の運用に関するノウハウを持つのみならず、UAEの王族をはじめとする投資家等の支援を通じて、中東地域における各種マーケティングに関する知見、中東地域の金融機関及び投資家へのコネクション等を保有しております。特に暗号資産については同社にて実際に運用を行っており、ドバイに本社がある暗号資産取引所とのネットワークを持ち、UAEの大手金融グループや銀行との関係が深く、UAEだけでなく中東地域全体への橋渡しが可能であることが強みとして挙げられます。

当社は、UCI社からこれらの強みに基づく支援を受けることにより、本資金調達の資金の一部を活用する「成長還元型トレジャリー関連投資」を円滑に開始することができると考えております。さらに、UCI社は「中東地域への当社ブランドのグローバル展開」において、本資金調達における資金の提供にとどまらず、中東地域におけるコネクションの共有などを通じ、当社のブランドプロデュース事業の中東展開に資すると考えております。これらを踏まえ、UCI社との資本業務提携を通じ、当社の企業価値向上に資する取り組みができると判断しました。

なお、UCI社は、当社の事業及びその社会的意義について十分ご理解いただいており、また当社株式の中長期的な継続保有の意思をお持ちであることからも、割当予定先として最適と判断したものであります。

中東市場へのブランド展開における事業投資

当社は、当社グループの主力ブランドであるオーラル美容ブランド「MiiS」、コスメブランド「Fujiko」などをはじめとするブランドについて、国内だけでなく、国外での販路拡大と売上の成長を目指しています。さまざまな地域への国外展開が考えられる中、本資金調達により調達した資金は、当社グループのブランドの中東市場への小売及びECを販路とした展開において必要となる各種製作費、広告宣伝費等に充当する予定であります。

成長還元型トレジャリー関連投資の実施

当社は、前述のとおり新たな金融戦略として「成長還元型トレジャリー関連投資」を策定し、本資金調達により調達した資金を当該投資の実施に充当する予定であります。

「成長還元型トレジャリー関連投資」は、当社の中長期的な成長領域との親和性が高く、一定程度の流動性の見込めるトレジャリー関連資産であることを満たす資産に対して投資を行うものであります。「成長還元型トレジャリー関連投資」の第一回目の投資として、トレジャリー関連銘柄であり流動性の高いKLab社の株式の取得を2.5億円（上限）として実施する予定です。また、KLab社株式の取得に加え、第二回目以降の投資を行う場合、投資対象を都度開示してまいります。

KLab社はUCI社と資本業務提携契約を結んでおり、ビットコイン（デジタルゴールド）と金（リアルゴールド）を企業の財務資産（トレジャリー）に組み込む革新的な財務戦略「デュアル・ゴールド・トレジャリー戦略」を実施しており、流動性の高いトレジャリー関連の上場企業です。また、KLab社は、企業経営および財務戦略領域において豊富な知見を有するUAE ラス・アル・ハイマ首長国の王族のシェイク・サレム・カリード・フマイド・モハメド・アル・カシミ殿下を顧問として受け入れております。本財務戦略を発表して以来、KLab社の株式の出来高および株価は大幅に伸長しました。今後も、ビットコインおよび金の価格推移次第でさらなる企業価値の向上が期待できると考えております。

また、KLab社は、アニメやマンガなどの人気が高いIPに関連するゲームをグローバル向けに配信することで収益を確保しています。2021年以降は営業赤字が続いているますが、足元ではコスト構造の改革が進んでおり、2025年12月期第3四半期決算説明資料において、前年同期比で約3割の固定費削減に成功しております。加えて、株式会社スクウェア・エニックスより2026年にリリース予定のスマートフォン向けローグライトRPG『ドラゴンクエストスマッシュグロウ』の開発を担当していることからも、これまでの営業赤字体質から抜け出すことでの企業価値向上も期待できると考えております。

このように、調達した資金は、KLab社への純投資をはじめ、支出予定期の期間内において、「成長還元型トレジャリー関連投資」の対象資産の要件を満たす複数の資産に対する投資の実施に充当する予定であります。

また、暗号資産投資を含む「成長還元型トレジャリー関連投資」には、価格変動リスク、流動性リスク、法規制

及び税制改正リスク、サイバーセキュリティリスク等が内在しておりますが、当社は、以下のとおり、これらのリスクの適切な管理・モニタリング体制を整備し、資産保全と収益機会の最適化を図ってまいります。

()価格変動リスク

相互に無相関の関係にある複数のトレジャリー関連資産を保有すること及び、価格のモニタリングによる機動的なキャピタルゲインの確保を目指した規律ある運用を行うことにより、当該リスクの低減を図ってまいります。

()流動性リスク

流動性の高い暗号資産関連銘柄である上場株式や、流動性が見込める暗号資産など、流動性が一定程度見込める資産を投資対象に選択することで、当該リスクの低減を図ってまいります。

()法規制及び税制改正リスク

国内外の規制動向を継続的にモニタリングするとともに、必要に応じて暗号資産の保有形態を見直すことで、当該リスクの低減を図ってまいります。

()サイバーセキュリティリスク

暗号資産の管理に関して、さまざまな情報収集を行い、必要なセキュリティ対策を適切に行うことにより、当該リスクの低減を図ってまいります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

UCI社

| | |
|-----------------------|--|
| 名称 | ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC |
| 本店の所在地 | アラブ首長国連邦 ドバイ首長国 アル・バルシャ 1 地区 ヘリテージ・ビルディング オフィス番号 601-58 (アブドゥル・ラフマン・ハッサン・モハメド・アル・ロスタマニ所有) |
| 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 雨坂 甲 大阪府大阪市中央区 |
| 代表者の役職及び氏名 | Director Masaru Amesaka (雨坂 甲) |
| 資本金 | 300,000UAEディルハム (日本円：約12.8百万円、1 UAEディルハム = 42.8円で換算) |
| 事業の内容 | 投資業 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 雨坂 甲 100% |

b . 提出者と割当予定先との間の関係

UCI社

| | |
|------------|-------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引等の関係 | 該当事項はありません。 |

c . 割当予定先の選定理由

UCI社からの本資金調達の検討にいたった経緯は、当社と業務提携をしているKLab社からの紹介であります。KLab社とは従来から、海外市場におけるマーケティングに関する連携や、AI関連事業における連携など、幅広に取り組みの検討をしておりました。その中で、当社の海外市場への展開推進と、KLab社のAI関連事業における研究開発推進を相互に協力して展開することで、相互にシナジーを創出できると考え、業務提携にいたりました。そして、KLab社との海外市場展開における意見交換の中で、KLab社の大株主であるUCI社の紹介を受けるにいたりました。

UCI社はUAEの王族をはじめとする投資家等が支援する投資会社であり、暗号資産及び暗号資産に関連する株式等の多様な金融資産の運用に関するノウハウを持つのみならず、UAEの王族をはじめとする投資家等の支援を通じて、中東地域における各種マーケティングに関する知見、中東地域の金融機関及び投資家へのコネクション等を保有しております。特に暗号資産については同社にて実際に運用を行っており、ドバイに本社がある暗号資産取引所とのネットワークを持ち、UAEの大手金融グループや銀行との関係が深く、UAEだけでなく中東地域全体への橋渡しが可能であることが強みとして挙げられます。

当社は、UCI社からこれらの強みに基づく支援を受けることにより、本資金調達の資金の一部を活用する「成長還元型トレジャリー関連投資」を円滑に開始することができると考えております。さらに、UCI社は「中東地域への当社ブランドのグローバル展開」において、本資金調達における資金の提供にとどまらず、中東地域におけるコネクションの共有などを通じ、当社のブランドプロデュース事業の中東展開に資すると考えております。これらを踏まえ、UCI社との資本業務提携を通じ、当社の企業価値向上に資する取り組みができると判断しました。

d . 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てようとする本株式の総数は373,500株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先のUCI社からは、中長期に本株式を保有する方針であると伺っております。ただし、UCI社は、当社株価相場の状況によっては本株式の一部を売却する場合があります。

なお、当社は、UCI社が本株式を売却する場合、可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針である旨を、書面にて確認しております。また、当社は、UCI社が本資金調達の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を売却した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、UCI社から確約書を取得する予定です。

また、UCI社は資本業務提携契約の有効期間中、直接又は間接を問わず、単独で又は第三者と共同して、当社の株式を、その発行済株式総数（自己株式を除く。）の15%（以下「最大保有割合」といいます。）を超えて保有することはなく、UCI社が当社の事前の同意を得ることなく最大保有割合を超えて当社の株式を保有する場合、その超過部分の株式については、当社の株主総会において議決権行使することができないことに同意しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、UCI社より、2026年1月23日付でエミレーツNBD銀行の銀行融資証明の提出を受け、また2026年2月17日にエミレーツNBD銀行と金銭消費貸借契約を締結する予定であることを伺っており、本株式の払込みに要する十分な現金及び預金を調達できることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、UCI社及びその役員兼唯一の株主である雨坂 甲氏（以下「雨坂氏」といいます。）について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを確認するため、UCI社からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けてあります。

さらに、当社においても、インターネット検索等による調査を実施し、UCI社（その役員兼唯一の株主である雨坂氏を含みます。）が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは関係がないことを確認したことに加え、独自に第三者調査機関である株式会社トクチヨー（以下「トクチヨー社」といいます。）に調査を依頼いたしました。トクチヨー社からは、反社会的勢力等の関与事実がない旨の調査報告書を2026年2月10日に受領し、また調査方法について確認したところ、インターネット及び新聞等の公開情報や、独自の情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、当該報告・内容は妥当であり、UCI社及びその役員兼唯一の株主である雨坂氏は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らかの関係を有するものではないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本株式には譲渡制限は付されていません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行価格の合理性に関する考え方

本株式の1株あたりの払込金額につきましては、当社とUCI社との間で協議した結果、本資金調達に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値単純平均値である892円に0.9を乗じた803円（1円未満を切り上げ。平均値の計算において以下同様です。）としております。

かかる発行価格は、当社の普通株式の値動きに相当程度の幅がある中で、割当の規模、当社の普通株式の過去一定期間の株価、流動性等を総合的に勘案したものであり、発行決議日直前営業日という特定の一時点を基準とするよりも、発行決議日直前1ヶ月間の市場価格平均を選択した方が、算定根拠として客觀性が高く、かつ当社の企業価値を適切に反映するものであり、合理性及び客觀性を担保できるものであると判断しております。また、算定期間を1ヶ月としたのは、3ヶ月や6ヶ月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためです。かかる基準を踏まえて決定された払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」のただし書きに準拠して決定されたものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

本株式の払込金額は、直前営業日の当社普通株式の終値である975円に対しては17.64%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率及びディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、直前3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である863円に対しては6.95%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である907円に対しては11.47%のディスカウントとなる金額です。

なお、かかる発行価格が有利発行に該当しないかに関して、当社は法律事務所ZeLoの官澤康平弁護士、緒方文彦弁護士・公認会計士より、発行決議日直前営業日の終値に限り975円と高騰しているものの、本有価証券届出書提出日の午前11時30分現在において当社の株価は825円に落ち着いており、発行決議日直前1ヶ月間の終値単純平均値が892円、同直前3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値が863円、同直前6ヶ月間の終値単純平均値が907円という水準であることに鑑みると、発行決議日直前営業日の終値ではなく、発行決議日直前1ヶ月間の市場価格が当社の株式価値をより適切に評価していると考えられる合理的な根拠があり、有利発行に該当するものとはいえないという見解を確認しております。

当社監査役3名も当該弁護士の見解及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」のただし書きに照らし、当該発行価格は適法であり、有利発行でないことについて異議がない旨の意見を表しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本資金調達により発行される株式数は、373,500株（議決権数3,735個）であり、2025年9月30日現在の発行済株式総数3,013,890株（議決権総数30,121個）に対して12.39%（議決権総数に対し12.40%）（いずれも小数点第3位を四捨五入）に相当し、一定の希薄化をもたらすことになります。しかしながら、本資金調達は、当社とUCI社との長期的なパートナーシップを構築することを直接の目的としており、今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれます。また、前記「4 [新規発行による手取金の使途] (2) [手取金の使途]」に記載のとおり、本資金調達による手取金は、中東市場へのブランド展開における事業投資及び当社の新金融戦略である「成長還元型トレジャリー関連投資」に充当することを予定しており、当社事業の持続的成長とその社会的意義についてUCI社にご理解いただいた上で行うものです。従いまして、本資金調達によって構築する当社とUCI社との長期的な関係は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えております。よって、本資金調達による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権の割合 (%) | 割当後の所有 株式数(株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%) |
|--|---|--------------|----------------------------------|------------------|---------------------------------------|
| 大久保 遼 | 東京都渋谷区 | 1,057,330 | 35.10 | 1,057,330 | 31.23 |
| ULTIMATE CLASSIC INVESTMENT LLC | アラブ首長国連邦 ドバイ首長国 | | | 373,500 | 11.03 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 222,007 | 7.37 | 222,007 | 6.56 |
| 株式会社丸井グループ | 東京都中野区四丁目3番2号 | 94,000 | 3.12 | 94,000 | 2.78 |
| GMOメイクショップ株式会社 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号 | 87,260 | 2.89 | 87,260 | 2.58 |
| 森岡 祐平 | 神奈川県横浜市青葉区 | 75,000 | 2.49 | 75,000 | 2.22 |
| GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社 | 東京都渋谷区桜丘町26番1号 | 72,320 | 2.40 | 72,320 | 2.14 |
| パンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールディ アイエスジー エフィー - エイシー(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | London, United Kingdom (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号) | 69,300 | 2.30 | 69,300 | 2.05 |
| シニフィアン・アントレプレナーズファンド投資事業有限責任組合 | 東京都港区浜松町二丁目2番15号 | 58,180 | 1.93 | 58,180 | 1.72 |
| 株式会社クボタヤス | 東京都世田谷区深沢七丁目24番28号 | 54,000 | 1.79 | 54,000 | 1.60 |
| 計 | | 1,789,397 | 59.40 | 2,162,897 | 63.88 |

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権の割合」は、2025年9月30日現在の株主名簿

上の株式数及び単元株式数(100株)によって算出しております。

- 2 . 割当前の「総議決権数に対する所有議決権の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第3位を四捨五入しております。
- 3 . 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に基づき、割当前の「総議決権数に対する所有議決権の割合」の算出に用いた総議決権数にUCI社の「割当後の所有株式数」に基づく議決権数3,735個を加えた数で除して算出しております。

6 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

7 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第9期)及び半期報告書(第10期中)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年2月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年2月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

組込情報である第9期有価証券報告書の提出日(2025年6月25日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年2月13日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

2025年6月26日開催の当社第9回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、2025年7月1日を効力発生日(予定)として新設分割を実施し、持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い、ブランドイメージの刷新を図るため、当社定款の一部変更を行うものであります。なお、本定款変更の効力発生日は、2025年7月1日であり、その旨、附則において定める予定です。

第2号議案 取締役5名選任の件

大久保遼、大南洋右、森岡祐平、村山利栄、高橋祥子の5名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 新株予約権の税制適格要件の変更に関する件

2024年の税制改正に伴い、当社の新株予約権(ストックオプション)制度を税制適格要件に適合させるため、第3回新株予約権の年間行使価額の限度額を1,200万円から2,400万円に、第4回および第5回新株予約権の限度額を1,200万円から3,600万円にそれぞれ引き上げるものであります。なお、各割当対象者とは2024年12月31日までに変更契約を締結しており、拡大要件を適用するための要件を満たしております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|-------|---------------|
| 第1号議案 | 17,801 | 105 | | (注) 1 | 可決 99.27 |
| 第2号議案 | | | | (注) 2 | |
| 大久保 遼 | 17,788 | 118 | | | 可決 99.20 |
| 大南 洋右 | 17,787 | 119 | | | 可決 99.19 |
| 森岡 祐平 | 17,790 | 116 | | | 可決 99.21 |
| 村山 利栄 | 17,785 | 122 | | | 可決 99.17 |
| 高橋 祥子 | 17,785 | 121 | | | 可決 99.18 |
| 第3号議案 | 17,660 | 246 | | (注) 1 | 可決 98.48 |

(注) 1.出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2.出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(2025年9月12日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2024年9月26日開催の取締役会において、株式会社松村商店(以下「村松商店」といいます。)の全株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。当該株式取得は特定子会社の異動を伴う子会社取得

に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は当該事実が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となつておりましたので、今般、提出するものであります。

2 [報告内容]

1. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(1) 取得対象子会社の概要

| | | |
|-----------------|---|--------------|
| (1) 名称 | 株式会社松村商店 | |
| (2) 所在地 | 東京都墨田区石原四丁目25番15号 | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 松村要 | |
| (4) 事業内容 | キッズ・ティーンズ向け財布・ポーチ・バック等のオリジナル服飾雑貨・企画・製造・販売、卸事業 | |
| (5) 資本金 | 1,000万円 | |
| (6) 設立年月日 | 昭和54年11月21日 | |
| (7) 大株主及び持株比率 | 村松要 (68.3%) 村松和江(31.7%) | |
| (8) 当社と当該会社との関係 | 資本関係 | 該当事項はございません。 |
| | 人的関係 | 該当事項はございません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はございません。 |

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態

| 決算期 | 2022年2月期 | 2023年2月期 | 2024年2月期 |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 純資産 | 696百万円 | 732百万円 | 795百万円 |
| 総資産 | 1,193百万円 | 1,179百万円 | 1,127百万円 |
| 1株当たり純資産 | 232,053円53銭 | 244,270円77銭 | 265,301円20銭 |
| 売上高 | 769百万円 | 1,027百万円 | 902百万円 |
| 営業利益 | 81百万円 | 79百万円 | 113百万円 |
| 経常利益 | 93百万円 | 86百万円 | 119百万円 |
| 当期純利益 | 40百万円 | 36百万円 | 63百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 13,577円54銭 | 12,217円24銭 | 21,030円43銭 |
| 1株当たり配当金 | 0円00銭 | 0円00銭 | 0円00銭 |

(2) 取得対象子会社に関する子会社株式取得の目的

本株式の取得により、当社がOEM・ODM領域(商品企画や製造、生産)への参入を本格的に加速することができ、企画・生産・販売促進まで一気通貫で行うコミュニティデータプラットフォーマーとしての体制構築を進めることができます。例えば、当社のOEM・ODM領域における既存の取り組み「猫街商店」と合わせ、グループ全体として、SNSと相性の良いIP・キャラクター関連商品の取り扱いを拡大する、といった取り組みが考えられます。

また、当社がブランド・サービス領域で培ってきたコミュニティデータの企画商品への活用ノウハウは、松村商店の競争優位性を強化することにつながります。さらに、当社のマーケティングリソース／ノウハウの活用や、当社の経営管理体制を導入することにより、さらなる販売力の強化を実現することができます。上記を進めることで本件が、当社がOEM・ODM領域に継続的なM&Aを通じて参入拡大していくためのモデルケー

スとなることが期待されます。

以上より、松村商店の株式を取得し当社の連結子会社とすることで両社の企業発展に資するものと考えてあります。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

| | |
|-----------------|--------|
| 株式取得価額 | 915百万円 |
| アドバイザリー費用等(概算額) | 35百万円 |
| 合計(概算額) | 950百万円 |

2. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

上記「1. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容(1) 取得対象子会社の概要」に記載の通りであります。

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前： 個

異動後： 3,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前： %

異動後： 100%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は2024年9月26日開催の取締役会において、松村商店の全株式を取得し、子会社とすることを決議しました。同社の純資産の額は、当社の最近事業年度の末日における純資産の額の100分の30以上に相当することから、特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日

2024年10月1日

(2025年9月12日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、MOVE株式会社(以下「MOVE社」といいます。)の全株式を取得し、子会社化することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は当該事実が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となつておりましたので、今般、提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 取得対象子会社の概要

| | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 名称 | MOVE株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都墨田区向島二丁目22番6号 ダイアパレス墨田公園103 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 富田大揮 |
| (4) 事業内容 | 電動アシスト自転車の販売事業 |
| (5) 資本金 | 300万円 |

| (6) 設立年月日 | 2021年9月16日 | | |
|---------------------------|------------------------|--------------|-------------|
| (7) 大株主及び持株比率 | 富田大揮(80%) 柴田基宏(20%) | | |
| (8) 当社と当該会社との関係 | 資本関係 | 該当事項はございません。 | |
| | 人的関係 | 該当事項はございません。 | |
| | 取引関係 | 該当事項はございません。 | |
| (9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 | | | |
| 決算期 | 2022年8月期 | 2023年8月期 | 2024年8月期 |
| 純資産 | 2百万円 | 14百万円 | 21百万円 |
| 総資産 | 13百万円 | 3百万円 | 38百万円 |
| 1株当たり純資産 | 7,122円49銭 | 12,869円93銭 | 128,855円84銭 |
| 売上高 | 0百万円 | 52百万円 | 166百万円 |
| 営業利益又は営業損失() | 5百万円 | 6百万円 | 45百万円 |
| 経常利益又は経常損失() | 5百万円 | 12百万円 | 46百万円 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 5百万円 | 12百万円 | 36百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 17,122円49銭 | 40,834円69銭 | 121,031円14銭 |
| 1株当たり配当金 | 0円00銭 | 0円00銭 | 0円00銭 |

(2) 取得対象子会社に関する子会社株式取得の目的

MOVE社は日本発のE-Bike(電動アシスト自転車)専門ブランド「MOVE.eBike」を展開しております。同社は高所得者層(富裕層コミュニティ)に向けたブランディングやマーケティングにより広告宣伝費を大きくかけずに売上高や利益を伸長させております。そのため、当社がブランド・サービス領域で培ってきたSNSマーケティングやECモール運営、オンライン店舗運営の知見は同社の業績を向上させることができると考えております。

また、当社はブランド・サービス領域で自社ブランドの運営を行っており、特に子会社の株式会社WinCではウェルネス領域を中心に業績を伸ばしているため、「MOVE.eBike」はウェルネスへの関心が高い顧客層という類似性からもスムーズな事業統合が可能であると考えております。

上記のような、当社との親和性が高いMOVE社を子会社化することで、当社のブランドポートフォリオの充実が図れることにより、当社の中長期的な成長に資すると判断して株式取得に至りました。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

| | |
|-----------------|--------|
| 株式取得価額 | 220百万円 |
| アドバイザリー費用等(概算額) | 21百万円 |
| 合計(概算額) | 241百万円 |

(2025年9月12日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2025年8月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社WinC(以下「WinC社」といいます。)が、株式会社HaD(以下「HaD社」といいます。)の全株式を取得し、子会社化することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 取得対象子会社に関する子会社取得を決定した機関

2025年8月13日の当社取締役会において、当社の連結子会社による子会社取得を決定しております。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得を行う連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 商号 | 株式会社WinC |
| 本店の所在地 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号渋谷マークシティウエスト 20階 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 荻原 萌々佳 |

(3) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|--------------------------------|
| 商号 | 株式会社HaD |
| 本店の所在地 | 東京都渋谷区本町三丁目5番2号メイクスデザイン渋谷本町702 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 金 俊太 |
| 資本金の額 | 1百万円 |
| 純資産の額 | 未定 |
| 総資産の額 | 未定 |
| 事業の内容 | シャンプー(bialne)の通信販売事業 |

(4) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
該当事項はありません。

(5) 取得対象子会社の当社及び連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|---|
| 資本関係 | 当社及び連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 |
| 人的関係 | 当社及び連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 |
| 取引関係 | 当社及び連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 |

(6) 取得対象子会社に関する当社連結子会社の子会社取得の目的

HaD社が展開するファミリー向けシャンプー＆トリートメントブランド「bialne」は、「小さな子供から大人まで家族みんなが輝ける存在に。日々頑張っているママ達に当たり前の日常の中で手軽に手に入れられる『美』を届けたい！」というコンセプトのもと、小さなお子さんから大人までが使える「無添加」のシャンプー＆トリートメントを、手に取りやすい価格帯でのオンライン定期販売を中心に展開し、SNSを中心として人気を集めているブランドです。（シャンプー＆トリートメント）

ヘアケア市場というマス市場の中で、中価格帯のファミリー向けシャンプー＆トリートメントという領域で急成長している「bialne」は、当社グループの“ニッチトップ戦略”に合致するブランドであると考えております。

本連結孫会社化によって、当社グループの有するSNSを軸とした幅広いマーケティングノウハウの提供や販売経路の拡大による売上向上や、生産・販売管理の共通化による事業運営の効率化を図っていきます。また、当社グループにおいてはブランドポートフォリオの拡充だけではなく、同社が有する顧客基盤活用による当社グループのブランド利用者の拡大にも繋げていく所存です。

これらにより、当社グループとしてさらなる企業価値の向上を目指してまいります。

(7) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

| | |
|-----------------|--------|
| 株式取得価額 | 310百万円 |
| アドバイザリー費用等(概算額) | 5百万円 |
| 合計(概算額) | 315百万円 |

(2025年9月12日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2025年8月29日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ライスカレープラス(以下「RCP社」といいます。)が、株式会社NADESIKO(以下「NADESIKO社」といいます。)の全株式を取得し、子会社化することについての実行に加えて、会社分割及び株式を譲渡することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 取得対象子会社に関する子会社取得を決定した機関

2025年8月29日の当社取締役会において、当社の連結子会社による子会社取得を決定しております。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得を行う連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 商号 | 株式会社ライスカレープラス |
| 本店の所在地 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号渋谷マークシティウエスト 20階 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 辻 馨 |

(3) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|--|
| 商号 | 株式会社NADESIKO |
| 本店の所在地 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号渋谷道玄坂東急ビル 2F - C |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 田中 大雅 |
| 資本金の額 | 1万円 |
| 純資産の額 | 49百万円 |
| 総資産の額 | 87百万円 |
| 事業の内容 | バーチャルインフルエンサーのノウハウを活用した縦型ショート動画マーケティング事業 |

(4) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

| 決算期 | 2022年4月期 | 2023年4月期 | 2024年4月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高 | | 6百万円 | 131百万円 |
| 営業利益 | | 2百万円 | 75百万円 |
| 経常利益 | | 2百万円 | 75百万円 |
| 当期純利益 | | 2百万円 | 47百万円 |

(5) 取得対象子会社の当社及び連結子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|---|
| 資本関係 | 当社及び連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 |
| 人的関係 | 当社及び連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 |
| 取引関係 | 当社及び連結子会社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 |

(6) 取得対象子会社に関する当社連結子会社の子会社取得の目的

バーチャルインフルエンサー型TikTokメディアを自社アセットに追加的に加えることを目的とし、バーチャ

ルインフルエンサー型TikTokメディア及びその運営ノウハウを通じた縦型ショート動画に関するマーケティング事業を、当社グループに加えることで売上及び利益成長を目指してまいります。

(7) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

| | |
|-----------------|--------|
| 株式取得価額 | 684百万円 |
| アドバイザリー費用等(概算額) | 0百万円 |
| 合計(概算額) | 684百万円 |

(2025年10月15日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社において特定子会社の異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第3号の規定により、本臨時報告書を提出するものです。

なお、本臨時報告書は当該事実が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となつておりましたので、今般、提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称 : 株式会社RiLi
住所 : 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目12番8号 SSUビル4階
代表者の氏名 : 代表取締役 岩片麻翔、大久保遼
出資の額 : 50.5百万円
事業の内容 : コミュニティデータプラットフォーム事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 62,500個

異動後 :

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100%

異動後 :

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の連結子会社である株式会社WinCを吸収合併存続会社、当社の連結子会社である特定子会社株式会社RiLiを吸収合併消滅会社とする吸収合併により、株式会社RiLiは解散し、当社の特定子会社ではなくなるためであります。

異動の年月日

2024年10月1日

(2025年10月15日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第2項の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は当該事実が発生した時点で遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となつておりましたので、今般、提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生年月日

2025年3月14日(保険解約返戻金受領日)

2025年3月24日(保険解約返戻金受領日)

(2) 当該事象の内容

当社完全子会社である株式会社松村商店の社員を被保険者とする 生命保険及び、 中小企業倒産防止共済制度を解約し、保険解約返戻金を受領いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、2025年3月期(2024年4月1日～2025年3月31日)の連結決算において、保険解約返戻金40,358千円を営業外収益として計上いたしました。

(2025年10月16日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2025年10月16日開催の取締役会において、株式会社かならぼ(以下、「かならぼ社」といいます。)の株式を取得(以下「本株式取得」といいます。)し子会社化する株式譲渡契約を締結することを決議いたしました。本株式取得は特定子会社の異動を伴う子会社取得に該当いたします。金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

1. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(1) 取得対象子会社に関する概要

| | | |
|-----------------|---------------------|--------------|
| (1) 名称 | 株式会社かならぼ | |
| (2) 所在地 | 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番23号 | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 和田佳奈 | |
| (4) 事業内容 | コスメブランドの企画、販売 | |
| (5) 資本金 | 500万円(2024年9月30日現在) | |
| (6) 設立年月日 | 2015年2月12日 | |
| (7) 大株主及び持株比率 | 和田 佳奈(100.0%) | |
| (8) 当社と当該会社との関係 | 資本関係 | 該当事項はございません。 |
| | 人的関係 | 該当事項はございません。 |
| | 取引関係 | 該当事項はございません。 |

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態

| 決算期 | 2022年9月期 | 2023年9月期 | 2024年9月期 |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 純資産 | 400百万円 | 475百万円 | 494百万円 |
| 総資産 | 1,016百万円 | 1,262百万円 | 1,523百万円 |
| 1株当たり純資産 | 800,312円75銭 | 950,797円67銭 | 988,490円12銭 |
| 売上高 | 2,894百万円 | 3,003百万円 | 3,079百万円 |
| 営業利益 | 18百万円 | 119百万円 | 196百万円 |
| 経常利益 | 21百万円 | 116百万円 | 201百万円 |
| 当期純利益 | 13百万円 | 75百万円 | 122百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 26,109円00銭 | 150,484円93銭 | 245,690円50銭 |

| | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 1株当たり配当金 | 0円00銭 | 0円00銭 | 0円00銭 |
|----------|-------|-------|-------|

(2) 取得対象子会社に関する子会社株式取得の目的

当社は、「Difference for the Future.」というミッションを掲げ、SNSを中心としたマーケティングとデータ活用を通じて、幅広い領域で再現性高く成長ブランドを創出・運営するブランドプロデュース領域と、顧客企業のマーケティングを上流から下流まで幅広く一気通貫のソリューションで支援するブランドパートナー領域からなる、ブランドプロデュース事業にグループ一体となって取り組んでいます。本事業では、マス市場の中にある、成長性の高いニッチなニーズを精緻に捉え、その領域でのトップシェアの獲得を目指す「ニッチトップ戦略」を推進しています。

今回取得するかならぼ社は、「モノ・コトを通じて、世界中の人々の生活に新しい希望を。」をミッションに、いま欲しいを叶えるコスメブランド「Fujiko(フジコ)」や、吉田朱里プロデュースコスメブランド「b idol(ビーアイドル)」など、ミレニアル世代・Z世代を中心に高い支持を得るコスメブランドを展開しています。これらのブランドは、各市場においてすでに確固たる地位を確立しており、当社の推進するニッチトップ戦略に合致した展開をされています。

成長性の高いコスメ市場において、実績のあるかならぼ社のニッチトップブランドを新たに迎え入れることは、当社のブランドポートフォリオを質・量ともに拡充し、収益基盤の強化と新たな成長機会を獲得につながると考えております。

また、当社グループが強みとするSNSマーケティングノウハウやデータ活用力を、かならぼ社のブランドに投入することで、認知度および販売チャネルの更なる強化を通じて、飛躍的な売上の拡大を追求してまいります。

さらに、かならぼ社が培ってきた市場ニーズを捉える卓越した商品企画・開発力を、当社グループの既存ブランドへ応用するとともに、両社の強みを組み合わせた新規ブランドの共同開発・展開を加速させることで、グループ全体の更なる売上拡大を図ってまいります。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

| | |
|-----------------|----------|
| 株式取得価額(概算額) | 1,100百万円 |
| アドバイザリー費用等(概算額) | 16百万円 |
| 合計(概算額) | 1,116百万円 |

初回の株式取得の対価は750百万円、第2回の株式取得の単価は買収後のかならぼ社の業績に連動する設計となっております。上記は第2回の株式取得単価が下限で決定する場合の初回と第2回の取得対価の合計となります。

2. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

上記「1. 子会社取得の決定(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)(1) 取得対象子会社に関する概要」に記載の通りであります。

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前： 1個

異動後： 238個

(2027年5月31日(予定)に残数の112個を取得し、350個となる予定です)

総株主等の議決権に対する割合

異動前： - %

異動後： 68.0%

(2027年5月31日(予定)に残数の112個を取得し、100%となる予定です)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

本株式取得により、同社は当社の子会社となります。なお、同社の株式の取得は2段階に分けて実施され、最終的に完全子会社となる予定です。同社の最近事業年度の末日における純資産の額が、当社の純資産額の100分の30以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当することになります。

異動の年月日

2025年10月31日

(2027年5月31日に、第2回の株式取得を予定しております)

(2025年10月31日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は2025年10月31日付で財務上の特約が付された金銭消費貸借契約(以下、「本契約」といいます。)を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 本契約を締結した年月日

2025年10月31日

(2) 本契約の相手方の属性

株式会社三菱UFJ銀行

(3) 本契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

借入金額 500百万円

弁済期限 2027年3月31日

担保の内容 無担保

当社子会社(予定)の株式会社かならばは、当該債務について連帯保証を行う。

(4) 財務上の特約の内容

本契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、貸付人から請求があった場合には期限の利益を喪失します。

各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2025年3月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続で0円未満にしないこと。

各年度決算期の末日における連帯保証人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続で0円未満にしないこと。

(2025年11月14日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生年月日

2025年8月29日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社グループは、2025年8月29日付「[開示事項の経過]株式会社NADESIKOの株式の取得(孫会社化)、連結

子会社による会社分割(吸収分割)、孫会社による会社分割(新設分割)及び孫会社の異動に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、株式会社NADESIKOの全株式を2025年10月末頃に譲渡予定である旨を開示しておりましたが、譲渡対象株式の帳簿価額の精査が必要であり、当該譲渡に伴う損益の金額は未定であります。

予定どおり株式譲渡が完了し、これに関連した収支影響額を算定した結果、関係会社株式売却益65,340千円を特別利益に計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象により、2026年3月期第2四半期の連結決算において、関係会社株式売却益65,340千円を特別利益として計上しております。

(2025年12月24日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は2025年12月23日付で財務上の特約が付された金銭消費貸借契約(以下、「本契約」といいます。)を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 本契約を締結した年月日

2025年12月23日

(2) 本契約の相手方の属性

株式会社徳島大正銀行

(3) 本契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

借入限度額 300百万円(コミットメント期間付タームローン)

弁済期限 2032年3月31日

担保の内容 無担保

当社子会社の株式会社かならばは、当該債務について連帯保証を行う。

(4) 財務上の特約の内容

本契約には以下の財務制限条項が付されており、これに抵触し、貸付人から請求があった場合には期限の利益を喪失します。

2026年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2025年3月決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

2026年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続で0円未満にしないこと。

2026年9月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連帯保証人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続で0円未満にしないこと。

(2026年2月10日提出の訂正臨時報告書)

1 [臨時報告書の訂正報告書の提出理由]

2025年10月15日付で提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するために金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正事項]

2025年10月15日提出の臨時報告書の提出理由の該当条文

3 [訂正箇所]

訂正箇所は を付して表示しております。

(訂正前) 金融商品取引法第24条の5 第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19号第3号
(訂正後) 金融商品取引法第24条の5 第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号

第3 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の第9期有価証券報告書に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日(2025年6月25日)以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2025年6月4日 (注)1 | 普通株式 4,300 | 普通株式 2,972,990 | 986 | 250,930 | 986 | 813,887 |
| 2025年7月25日 (注)2 | 普通株式 34,900 | 普通株式 3,007,890 | 12,005 | 262,936 | 12,005 | 825,892 |
| 2025年8月4日 (注)3 | 普通株式 2,200 | 普通株式 3,010,090 | 504 | 263,441 | 504 | 826,397 |
| 2025年9月10日 (注)4 | 普通株式 3,800 | 普通株式 3,013,890 | 872 | 264,313 | 872 | 827,269 |
| 2025年11月19日 (注)5 | 普通株式 5,000 | 普通株式 3,018,890 | 1,720 | 266,033 | 1,720 | 828,989 |
| 2025年11月19日 (注)6 | 普通株式 10,130 | 普通株式 3,029,020 | 2,324 | 268,358 | 2,324 | 831,314 |
| 2025年12月18日 (注)7 | 普通株式 4,000 | 普通株式 3,033,020 | 1,376 | 269,734 | 1,376 | 832,690 |

- (注) 1 . 第3回新株予約権の行使による払込及び新株発行により、発行済株式総数が4,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ986千円増加しております。
- (注) 2 . 第4回新株予約権の行使による払込及び新株発行により、発行済株式総数が34,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,005千円増加しております。
- (注) 3 . 第3回新株予約権の行使による払込及び新株発行により、発行済株式総数が2,200株、資本金及び資本準備金がそれぞれ504千円増加しております。
- (注) 4 . 第3回新株予約権の行使による払込及び新株発行により、発行済株式総数が3,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ872千円増加しております。
- (注) 5 . 第4回新株予約権の行使による払込及び新株発行により、発行済株式総数が5,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,720千円増加しております。
- (注) 6 . 第3回新株予約権の行使による払込及び新株発行により、発行済株式総数が10,130株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,324千円増加しております。
- (注) 7 . 第4回新株予約権の行使による払込及び新株発行により、発行済株式総数が4,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,376千円増加しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

| | | | |
|---------|-----------------|-----------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第9期) | 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 | 2025年6月25日 関東財務局長に提出 |
| 半期報告書 | 事業年度 (第10期中) | 自 2025年4月1日 至 2025年9月30日 | 2025年11月14日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社ライスカレー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横山 雄一
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライスカレーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライスカレー及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| のれんの評価 | |
|---|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は、連結財務諸表注記の「（重要な会計上の見積り）1. のれんの評価」に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん762,434千円を計上しており、連結総資産に占める割合は21.4%となっている。</p> <p>会社は、企業結合により識別したのれんについて、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、減損の兆候の有無を検討している。減損の兆候があるのれんについて、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額とのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識している。当連結会計年度に減損の兆候が把握されたのれんについては、事業計画を用いた割引前将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて減損不要と会社は判断している。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の事業計画に基づき行われ、将来の売上高の見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測等の仮定が含まれている。将来の売上高の見込みは、事業別に設定した経営指標を基礎として見積もっており、当連結会計年度に減損の兆候が把握されたのれんを含むより大きな単位に関する事業計画上の売上高を見積る際に使用された当該指標は、ブランドプロデュース領域の物販売上における注文数及び注文単価、マーケティングソリューション領域のインフルエンサー・キャスティング売上におけるキャスティングするインフルエンサーのSNSフォロワー数の規模及びその獲得単価である。</p> <p>以上より、当連結会計年度末におけるのれんの残高は金額的重要性が大きく、また、減損損失の認識の判定で用いられる割引前将来キャッシュ・フローには、将来の売上高の見込み等の仮定が含まれているため、経営者による主観的な判断及び高い不確実性を伴う。このため、当監査法人は、のれんの評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、のれんの評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のれんの評価に関する内部統制の整備状況を評価した。 ・会社が作成したのれんの減損の兆候の把握に関する検討資料を閲覧し、その根拠となる関連資料との照合を行った。 ・過年度に策定された事業計画と実績値を比較し、乖離がある場合はその要因について分析し、将来キャッシュ・フローの見積りの精度や見積り要素の偏向の有無を検討した。 ・割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いられた翌連結会計年度以降の事業計画が、取締役会によって承認されていることを確かめた。 ・翌連結会計年度以降の事業計画における営業利益の水準を把握するとともに、その達成に関するリスク要因について経営者に質問した。 ・将来の売上高の見込みの基礎となる、物販売上における注文数及び注文単価、インフルエンサー・キャスティング売上におけるキャスティングするインフルエンサーのSNSフォロワー数の規模及びその獲得単価等の経営指標について、その合理性を検証するため、過去の実績からの趨勢分析や特定の営業拠点における市場規模について利用可能な外部情報の閲覧を行った。 ・将来の売上総利益率の予測の合理性を検証するため、過去の実績からの趨勢分析を実施した。 ・将来の販売費及び一般管理費の予測の根拠となる人員計画及び経費計画について、その合理性を検証するため、過去の実績からの趨勢分析を実施した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社ライスカレー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横山 雄一
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライスカレーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライスカレーの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 関係会社株式の評価 | |
|---|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は、財務諸表注記の「（重要な会計上の見積り）1. 非上場株式の評価」に記載のとおり、当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式1,964,782千円を計上しており、総資産に占める割合は59.4%となっている。</p> <p>会社は、関係会社株式の評価損の計上の要否を判断するに当たり、超過収益力等を反映した実質価額が帳簿価額に対して著しく低下しているかどうかを比較している。</p> <p>当該実質価額の評価に当たり、会社は事業計画の達成可能性を判断しており、当該達成可能性の判断には、連結貸借対照表に計上されているのれんと同様、将来の売上高の見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測等の仮定が含まれている。当該仮定は、経営者による主観的な判断及び高い不確実性を伴う。</p> <p>以上より、当事業年度末における関係会社株式の残高は金額的重要性が大きく、また、評価損の計上の判断には、将来の売上高の見込み等の仮定が含まれているため、経営者による主観的な判断及び高い不確実性を伴う。このため、当監査法人は、関係会社株式の評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>関係会社株式に含まれる超過収益力は、連結財務諸表上ののれんとして計上される。</p> <p>当監査法人は、主に、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「のれんの評価」に記載の監査上の対応と同様の手続を実施した。</p> |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社MUSCAT GROUP
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横山 雄一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社MUSCAT GROUPの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MUSCAT GROUP及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

【注記事項】（重要な後発事象）（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は、2025年10月16日開催の取締役会において、株式会社かならばの普通株式の一部を取得し、連結子会社化することを決議した。また、2025年10月31日付で株式譲渡契約を締結し、普通株式の一部を取得した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。